

参考資料等

1. 関連施策

[ハード施策]

- ・農山漁村地域整備交付金（集落基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業）

(http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html)

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/)

[ソフト施策]

- ・都市農村共生・対流総合対策交付金

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html)

- ・中山間地域等直接支払交付金

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html)

- ・多面的機能支払交付金

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

- ・農村集落活性化支援事業

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/rural_rev.html)

[小さな拠点関連施策]

- ・集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の

関連施策一覧（平成26年度）

(<http://www.mlit.go.jp/common/001041649.pdf>)

集落基盤整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用用排水施設などの農業生産基盤の整備と、農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境の整備を総合的に実施。

<特徴>

- 農村振興基本計画に即して作成される農村振興整備事業計画に基づき実施
- 農業生産基盤整備と集落基盤整備を一体的・総合的に実施

事業メニュー

区分	工種	説明
農業生産基盤整備	(1)ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(2)農業用用排水施設整備	農業用用排水施設の整備
	(3)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(4)農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5)農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
集落基盤整備	(1)農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2)畜農飲雜用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など畜農飲雜用水施設の整備
	(3)農業集落排水施設整備	雨水・汚水を排除する施設、処理施設等の整備
	(4)農業施設等用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(5)集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(6)自然環境・生態系保全施設整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(7)地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(8)施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(9)地域農業活動拠点施設整備	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(10)集落農園整備	市民農園、集落農園と附帯施設の整備
	(11)情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(12)施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(13)歴史的土地改良施設保全整備	歴史的土地区画整理事業の補強等の保全整備
	(14)集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備
	(15)施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備

<交付先等>

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
3. 交付率：1／2

※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「集落基盤整備事業」実施イメージ

農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能。

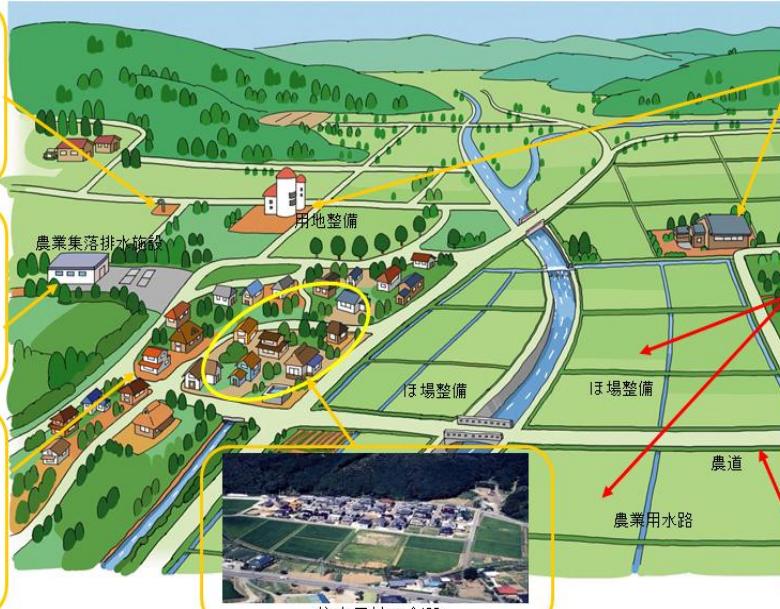
農業生産基盤と生活環境の一体的整備

- ・非農用地(宅地、施設用地等)の創出
- ・区画整理により農地の適正利用

土地利用の秩序化



宮農飲雑用水



小水力等整備・地域資源利活用施設



農業集落排水施設



農業集落道



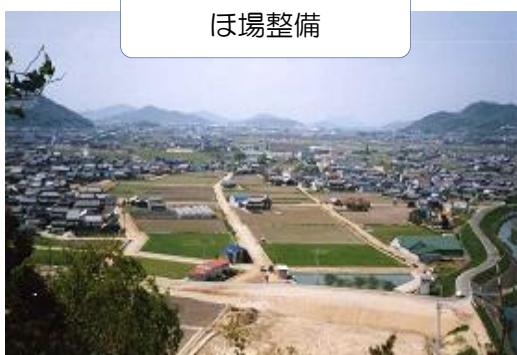
ほ場整備



農道整備

整備の例

ほ場整備



農業用排水施設



農業集落道



農業集落排水施設



中山間地域総合整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に実施。

＜特徴＞

○農業生産基盤整備のうち2以上の事業種類並びに農村生活環境整備の事業種類等を組み合わせたメニュー方式で総合的に実施

事業メニュー

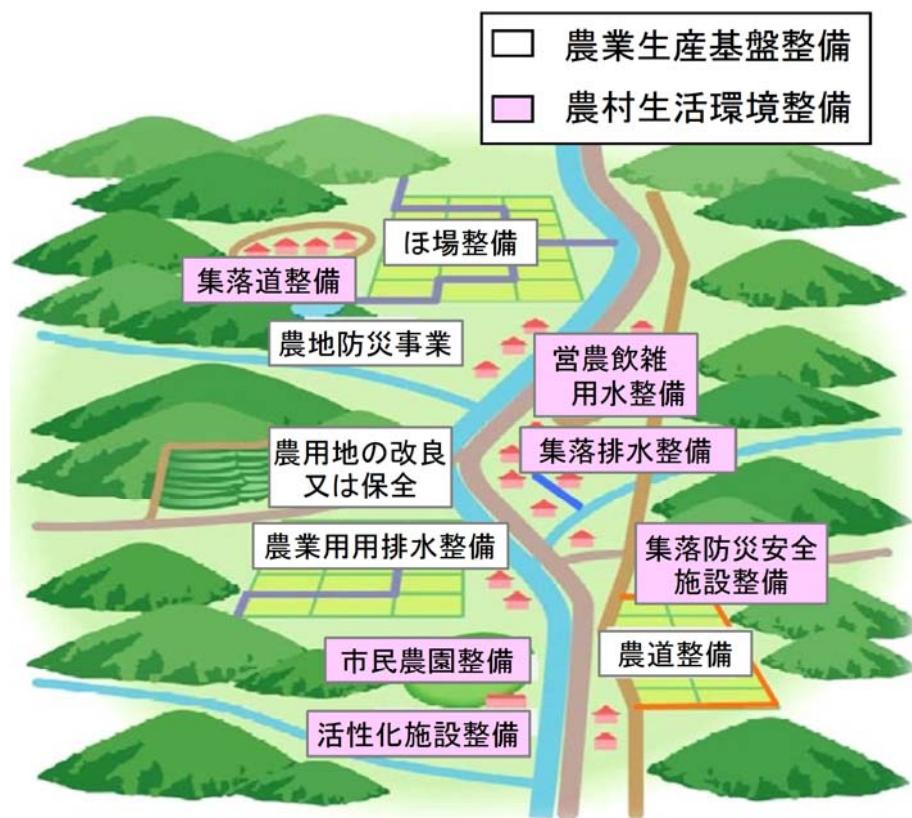
区分	工種	説明
農業生産基盤整備	(1)農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3)ほ場整備	農用地等の区画形質の整備
	(4)農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5)農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6)客土	農用地につき行う客土
	(7)暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8)農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1)農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2)畜農飲雜用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など畜農飲雜用水施設の整備
	(3)農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設の整備
	(4)農業集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5)用地整備	効用・公共施設用地の整備
	(6)活性化施設整備	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7)集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(8)交流施設基盤整備	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(9)情報基盤施設整備	土地改良施設維持管理や緊急情報伝達施設の整備
	(10)市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(11)生態系保全施設等整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(12)交換分合	農用地等の交換分合

＜交付先等＞

1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%（離島60%、奄美70%、沖縄75%）
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「中山間地域総合整備事業」実施イメージ

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。



整備の例



地域の実情に即した農業生産基盤等の総合的な整備を実施



農地環境整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

<特徴>

○市町村が作成する農地環境整備計画に即して作成される「農地環境整備事業実施計画」に基づき、農業生産基盤整備及び保全管理等の事業を適切に組み合わせたメニュー方式により事業を実施

事業メニュー

区分	工種	内容
農業生産基盤整備	(1)区画整理	農用地等の区画形質の整備
	(2)水田転換	水田の地目転換
	(3)農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(4)農地保全	農用地の保全に必要な整備
	(5)農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(6)暗渠排水	農用地につき行う暗渠の整備
保全管理等整備	(1)高付加価値農業整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2)附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移設
	(3)用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4)市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5)生態系保全施設等整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6)遊水地整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7)土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8)交換分合	農用地等の交換分合

<交付先等>

- 交付先：都道府県、市町村
- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 交付率：55%（離島60%、奄美70%、沖縄75%）
※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備事業」実施イメージ

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るために整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:)

・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保全管理区域」(凡例:)

・保全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

交付金の概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

<特徴>

- 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ。
- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。
- 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能。
- ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援。

事業名	主なメニュー
(1) 生産基盤及び施設の整備	
基盤整備	<input type="checkbox"/> 農業用排水施設 <input type="checkbox"/> 暗きよ排水 <input type="checkbox"/> 客土 <input type="checkbox"/> 区画整理 <input type="checkbox"/> 農用地保全 <input type="checkbox"/> 土地改良施設保全 <input type="checkbox"/> 林道・作業道
生産機械施設	<input type="checkbox"/> 新規作物導入支援施設 <input type="checkbox"/> 育苗施設 <input type="checkbox"/> 畜農飲飼用水施設 <input type="checkbox"/> 特用林産物生産施設 <input type="checkbox"/> 種苗生産・蓄養殖施設
処理加工・集出荷貯蔵施設	<input type="checkbox"/> 農林水産物処理加工施設 <input type="checkbox"/> 乾燥調整貯蔵施設 <input type="checkbox"/> 農林水産物集出荷貯蔵施設
新規就業者等技術習得管理施設	<input type="checkbox"/> 新規就農者等技術習得管理施設
(2) 生活環境施設の整備	
簡易給排水施設	<input type="checkbox"/> 簡易給排水施設
防災安全施設	<input type="checkbox"/> 防災安全施設
農山漁村定住促進施設	<input type="checkbox"/> 農山漁村定住促進施設
(3) 地域間交流拠点の整備	
地域資源活用総合交流促進施設	<input type="checkbox"/> 都市農山漁村総合交流促進施設 <input type="checkbox"/> 廃校・廃屋等改修交流施設 <input type="checkbox"/> 地域資源活用交流促進施設 <input type="checkbox"/> 地域連携販売力強化施設
農林漁業・農山漁村体験施設	<input type="checkbox"/> 農林漁業・農山漁村体験施設
自然環境等活用交流学習施設	<input type="checkbox"/> 自然環境保全・活用交流施設 <input type="checkbox"/> 宿泊体験活動受入拠点施設
(4) その他	
	<input type="checkbox"/> 遊休農地解消支援 <input type="checkbox"/> 自然・資源活用施設 <input type="checkbox"/> 新用途米生産製造連携支援 <input type="checkbox"/> 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 <input type="checkbox"/> 集落拠点強化施設
(5) (1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務	
	<input type="checkbox"/> 創意工夫発揮事業

<交付先等>

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等
3. 交付率：定額（1／2以内等）
※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ



地域活性化に資する基礎づくり（生産基盤及び施設の整備等）

農林水産処理加工施設（米粉）



暗きよ排水



農林水産物集出荷貯蔵施設



育苗生産・蓄養殖施設（ホタテ）



農業用用水路



特用林産物生産施設（シイタケ）



林道・作業道



2. 参考資料

- ・「魅力ある農山漁村づくりに向けて」（農林水産省「活力ある農山漁村づくり検討会」報告書、平成27年3月）
(<http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/vision.html>)
- ・「農村振興基本計画作成マニュアル」（農村振興基本計画に係る関係府省連携会議、平成23年2月）
(<http://www.maff.go.jp/j/nousin/nousei/noukei/pdf/noukei05.pdf>)
- ・『「地方人口ビジョン』及び『地方版総合戦略』の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について』（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、平成26年10月）
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/vision1.pdf>)
- ・「田園回帰 1%戦略－地元に人と仕事を取り戻す」
(藤山 浩、農文協、平成27年6月)
- ・「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ『小さな拠点』づくりガイドブック」（国土交通省国土政策局、平成25年3月）、「小さな拠点」づくりガイドブック（国土交通省国土政策局、平成27年3月）
(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_guidebook.html)
- ・「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究報告書」（総務省地域力創造グループ地域振興室、平成27年3月）
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/news/s-news/01gyosei09_02000035.html)

3. 「人口減少社会に対応した農村整備研究会」委員名簿

浅野 耕太 京都大学大学院人間・環境学研究科教授
石田 憲治 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
農村工学研究所 元技術移転センター教授
斎尾 直子 東京工業大学大学院理工学研究科准教授
野口 和広 新潟県上越市副市長
藤山 浩 島根県中山間地域研究センター研究統括監
若菜 千穂 NPOいわて地域づくり支援センター 常務理事
(敬称略、五十音順)

この資料に関する問合せ先

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話番号 03-6744-2200
FAX 03-3501-8358